

市発注の建設工事における社会保険等未加入対策の改正について

本市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策に取り組んでいますが、その一部について平成30年4月1日から下記のとおり改めます。

※本取組における「社会保険等未加入業者」は、保険加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない業者を指します。建設業以外の下請負人（安全誘導警備員、測量、地質調査等）、建設業許可を有しない下請負人、一人親方など適用除外となる者や加入企業に所属する（個人負担保険料未納の）現場作業員は対象としていません。

平成30年4月1日からの対策

- 1 建設工事に係る入札参加資格の審査段階において、社会保険等未加入業者の申請は受け付けません。
- 2 入札参加時に社会保険等未加入の元請業者の入札参加を認めません。
- 3 社会保険等未加入の建設業者との下請契約は、原則認めないものとします。
- 4 違反した受注者に対しては、資格停止措置を行うとともに、建設業許可権者へ通報（施工体制台帳の写しを添付し、発注者名、工事件名、受注者の商号又は名称、許可番号、住所等）します。

ただし、二次以下の下請負が原因でのこれらの措置は平成30年7月から実施します。

- 5 施工体制台帳により社会保険等未加入の下請業者を確認した場合は、市監督員から受注者に対して、社会保険等未加入の下請業者へ加入するように指導しますので、指導を受けた受注者は、建設業法や国の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等を踏まえ、適切な対応を行って下さい。

なお、二次以下の下請負において、社会保険等未加入業者があった場合には、受注者に対して30日の猶予期間内での加入指導を求めます。加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長（二次下請は30日を1回、三時下請は30日を2回まで）を行います。

【施工体制台帳に関する留意事項】

- ・施工体制台帳を新規作成や変更作成したときは、速やかに写しを市監督員に提出して下さい。
- ・施工体制台帳の記入内容を確認するために、発注者（本市）から経営事項審査や保険料の領収書などの写しの提出を求められた場合は、受注者等は速やかに提出して下さい。

<参考>

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html